こどもまんなか
こども家庭庁

武豊町物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童１人につき２万円を支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注）**申請が必要な方は裏面「６」をご覧ください。**また、支給を希望しない場合や支給口座が解約等により振込不能になる場合のみ、２月24日（火）までに武豊町役場子育て支援課まで提出ください。

武豊町

①手当の**ご案内を送付します。**

②支給を希望しない場合及び支給口座を変更する場合のみ、届出書を提出してください。

③児童手当受給**口座等へ振り込みます。**

子育て世帯

申請が必要な方

注）裏面の「６」の方は申請書を提出ください。

１．うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

（１）令和７年９月分（※）の児童手当の支給対象児童（※令和７年９月に出生した児童については10月分）

（２）令和７年10月１日から令和８年３月31日までに出生した児童

２．だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（１）の児童手当受給者、または**上記（２）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者**

３．いくらもらえるの？【支給額】

対象児童**１人につき２万円（１回限り）**です。

４．いつもらえるの？【支給時期】

武豊町では令和８年３月から順次支給を開始します。

注）裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

５．どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（１）児童手当受給者

原則、令和８年１月26日時点で武豊町で登録している児童手当の受給口座に振り込みます。

（２）申請を行った保護者（「６」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和８年５月末までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

６．申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が必要です。申請書を提出してください。

・令和７年10月１日から令和８年３月31日までに出生した児童の保護者
　※武豊町では、10月～12月に出生した児童の保護者で**既に児童手当の手続きをした方は申請不要**となります。

・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）

・10月１日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

７．こんなときはどうなるの？

■引っ越した場合はどうなりますか？

９月分（令和７年９月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に**振り込まれます**。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■ＤＶ被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当を受給することができますので、お早めに避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

公務員の方へ～公務員の方は申請が原則必要です～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

お問い合わせ先（武豊町役場）	お問い合わせ先（国）
子育て支援課　物価高対応子育て応援手当担当 電話：０５６９（７２）１１１１ （受付時間：平日8:30～17:15、水曜は19：15まで）	こども家庭庁　コールセンター 電話：０１２０－２５２－０７１ （受付時間：平日9:00～18:00）

「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに武豊町から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに武豊町役場子育て支援課又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。